

治山事業請負契約書（案）

- 1 事業名 宮城北部沿岸（保育2）治山工事
- 2 事業場所 宮城県東松島市矢本浜須賀松国有林 546 林班外
- 3 事業量 下刈 17.70ha つる切 31.71ha 植付 1.15ha 伐開 6545.4m²
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和6年11月20日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 技術提案事項の履行確保
別紙1のとおり
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	月1回以内	第38条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年4月18日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県大崎市古川東町5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程		管理事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

事業内訳書

宮城北部沿岸(保育2)治山工事

記入 番号	作業種及び 作業手段	林班	面積	単位	事業期間	担当区	備考
1	下刈(刈払機+人力)	546	6.94	ha	2回刈地区 1回目: 契約日の翌日から6月30日まで 2回目: 8月1日から10月20日まで ※2回刈地区は備考欄に記載 それ以外(1回刈地区、つる切) 契約の翌日から10月20日まで	石巻	
2	下刈(刈払機+人力)	546*2	3.06	ha		石巻	2回刈2回目
3	下刈(刈払機+人力)	574	6.56	ha		石巻	
4	下刈(刈払機+人力)	346A	0.68	ha		気仙沼	
5	下刈(刈払機+人力)	346B	0.46	ha		気仙沼	
	計		17.70	ha			
1	つる切(刈払機+人力)	546	31.71	ha		石巻	
	計		31.71	ha			
1	植付(人力)	546	1.15	ha	10月1日から10月30日まで	石巻	
	計		1.15	ha			
2	仮設工(伐開1種)	574	6545.40	m2	契約日の翌日から11月20日まで	石巻	
	計		6545.40	m2			

※末尾に「*2」表記のある箇所は2回刈の2回目とする。

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黑板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黑板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所(小班)を撮影することとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎(作業前・作業中・作業後)に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黑板の不明瞭なものは、黑板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黑板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第8号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
抵抗性クロマツ	2年生	コンテナ苗	25cm上	5.0mm上	300cc

3 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

参考資料 (苗木仕様書)

苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

1. 幹下部に葉がない



2. 葉のつき方が疎

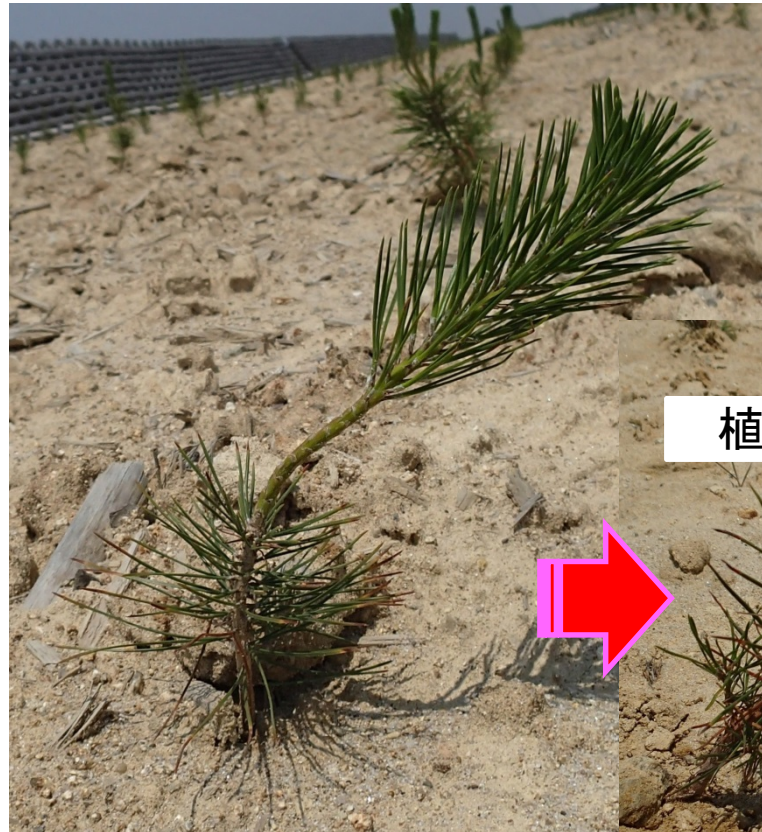


苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

3.木化の進んでいない



植栽後間もなくから横たわる

苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

4.頂芽が欠損している



苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

5.病虫害の被害



6.気象の被害



コンテナ苗植栽作業仕様書

(肥料規格)

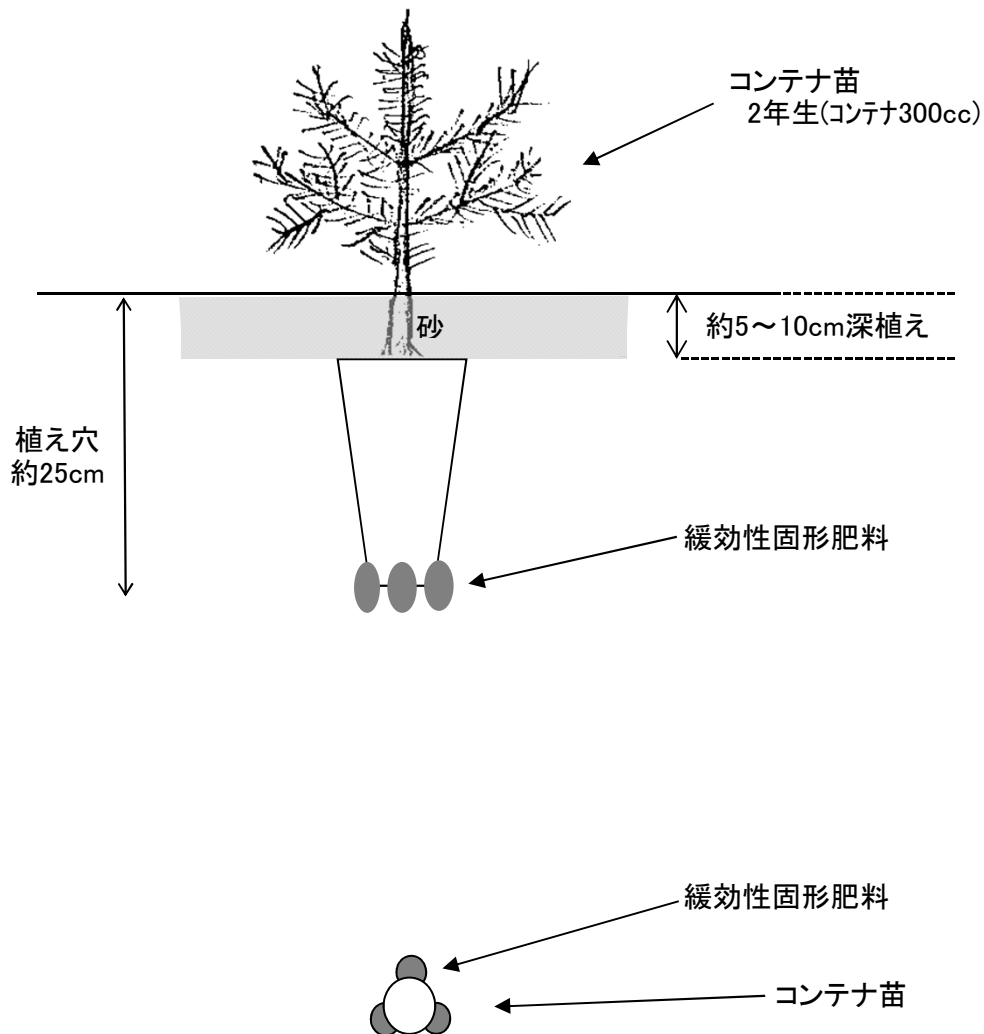
N:P:K:Mg=12:6:6:2とし、持続型肥料を使用する。

(施肥量・方法)

- ・下図に従うこととし、必ず肥料と苗木の根が接触しないようにする。
- ・施肥量は苗木1本につき50gとする。

(植栽方法)

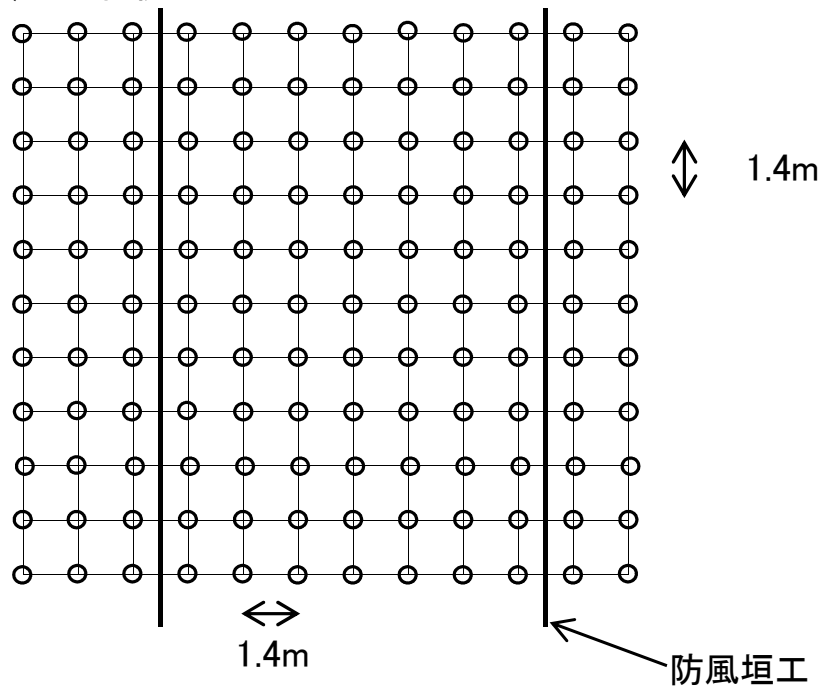
- ・下図に従う。(植栽標準図は別様)



別様

植栽標準図

5,000本/ha 植栽



※標準図によりがたい場合は監督員の指示によるものとする。
なお、表示している防風垣工は施工予定の位置である。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

印

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名 印
記事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から7日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にいねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあつては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より1～2cm程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に1～2cm程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については原則保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかままっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 刈払後15日を経過しない期間内に一部完了届を提出し、部分検査を受けなければならない。

また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の一部完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令						
	1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)	
スギ	8%	8%	6%	6%	4%	4%	
カラマツ	8	8	6	6	4	4	
その他針	8	8	6	6	4	4	
広葉樹	8	8	6	6	4	4	

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

つる切作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 造林木等の生育に支障となるつる類は、出来る限り抜き取るものとし、つる類の種類、形状、その他現地の状況等により、抜き取る事が困難な時は、なるべく根元近くから切断するものとする。
- 4 つるを抜き取り又は切断した後に造林木等に巻き付いている部分をていねいに取り除くこと。この場合、造林木等を損傷（とくに樹皮や頂芽）しないように注意すること。

（その他）

- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

刈払機作業時の安全対策に係る特記仕様書

別紙に定める様式に従い、事業計画書中に『刈払機作業時の安全確保対策』を追加し提出すること。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策 (凡 例)

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使用機械タイプ	リ ス ク	安 全 対 策
腰付・U字ハンドル	U字ハンドル接合部分に金属疲労が生じている可能性がある。	日々の始業時に点検する。
背負式・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	切創防止のために臍あて等の完全着用を図る。
櫛がけ・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	股バンドを使用することにより刈刃が体に接触することを未然に防止する対策を講じる。
背負式・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	急傾斜地での使用を制限する。機械タイプ・ハンドルタイプの変更を検討する。
櫛がけ・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。キックバック時に機械をコントロールできなくなり災害の原因となる可能性がある。	災害事例を周知することにより、自らを傷つけてしまう恐れのある機械作業であることを各自に意識させるとともにセーフティパンツ着用を図る。

※表中の項目毎の大きさは任意による。

特記仕様書

(目的)

1 本工事は、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生にあたり、生育基盤となる盛土工事を実施している箇所において、防災林の早期復旧をめざし新植並びに、植栽木の保育のために補植、下刈及びつる切りを行うものである。

(植栽期間、方法)

2 別途植栽作業仕様書及び苗木仕様書によるものとし、植栽木周辺が窪地となり滞水しないように凸方に土を盛ること。
なお、補植については基本的に被害木のあった箇所に植栽するものとし、詳細については実施前に監督職員と協議を行い確認を得ること。

(施工区域)

3 補植の範囲は別途平面図におおよその範囲を示しているが、現地の状況を踏査して適切に判断するとともに、施工前に監督職員の確認を得ること。
なお、排水の為に水路がある箇所があるため、その付近には補植しないこと。詳細は監督職員の指示による。
下刈の範囲は別途平面図によるものとし、区域が不明確な場合は、監督職員より確認のうえ施工するものとする。

(その他)

4 施工区域及び周辺では、当署が所管する事業及び他事業者所管事業の実施や施工上の理由により、実施時期や方法等に関して制約が生じることがある。あらかじめ監督職員の指示に従うとともに、事業者間で必要な調整を図り、安全の確保及び各事業の円滑な実施に協力しなければならない。

工種別数量内訳書

宮城北部沿岸（保育）治山工事

宮城北部森林管理署

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数量
森林整備		式	1
保育工（矢本）		式	1
下刈工		式	1
下刈	h a	10
つる切工		式	1
つる切り	h a	31.71
植栽工		式	1
クロマツコンテナ苗植栽工		h a	1.15
保育工（長面）		式	1
下刈工		式	1
下刈	h a	6.56
仮設工		式	1
伐開		m2	6545.4
保育工（三島）		式	1
下刈工		式	1
下刈	h a	0.68
保育工（野々下・沖ノ田）		式	1
下刈工		式	1
下刈	h a	0.46
直接工事費		式	1

◎ 下刈工条件因子表

記入 番号	林小班	面積 17.7(ha)	人力 機械 別 人力-1 機械-2	経過年数 植生密度 1~2年-1 3~4年-2 5年上-3	植生混入 割合 疎-1 中-2 密-3	傾斜 補正 緩-1 中-2 急-3	通勤補正		つる 補正 易-1 中-2 難-3	植栽木 確認 易-1 中-2 難-3
							人員 輸送車 片道距離 36.1(km)	徒歩往復 所要時間 20(分)		
1	546	6.94	2	1	1	1	6.4	4	2	1
2	546*2	3.06	2	1	1	1	6.4	4	1	1
3	574	6.56	2	1	1	1	8.6	4	2	2
4	346A	0.68	2	1	1	1	7.0	4	2	2
5	346B	0.46	2	1	1	1	7.7	4	2	2

※末尾に「*2」表記のある箇所は2回刈の2回目とする。

◎ つる切工条件因子表

記入 番号	林小班	面積 31.71(ha)	人力 機械 別 人力-1 機械-2	傾斜 補正 緩-1 中-2 急-3	通勤補正	
					人員 輸送車 片道距離 6.4(km)	徒歩往復 所要時間 4(分)
1	546	31.71	2	1	6.4	4

位置図



宮城北部沿岸(保育2)治山工事
 施工地: 東松島市矢本浜須賀松国有林
 546林班地内

年度	令和 6 年度		
図面名	位置図		
工事名	宮城北部沿岸(保育2)治山工事		
施工地	宮城県東松島市矢本字浜須賀松国有林546林班地内外		
図面番号	3枚の内1	縮尺	図示
設計者	東北森林管理局		製図者
東北森林管理局		宮城北部森林管理署	

位置図

宮城北部沿岸(保育2)治山工事
施工地: 石巻市長面字須賀国有林
574林班地内

1:20,000



年 度	令和 6 年度		
図 面 名	位 置 図		
工 事 名	宮城北部沿岸(保育2)治山工事		
施 工 地	宮城県東松島市矢本字須賀松国有林546林班地内外		
図 面 番 号	3枚の内2	縮 尺	図 示
設 計 者		製 図 者	
東北森林管理局		宮城北部森林管理署	

位置図

宮城北部沿岸(保育2)治山工事
 施工地: 気仙沼市本吉町沖ノ田外3
 国有林346林班地内

(野々下・沖ノ田)

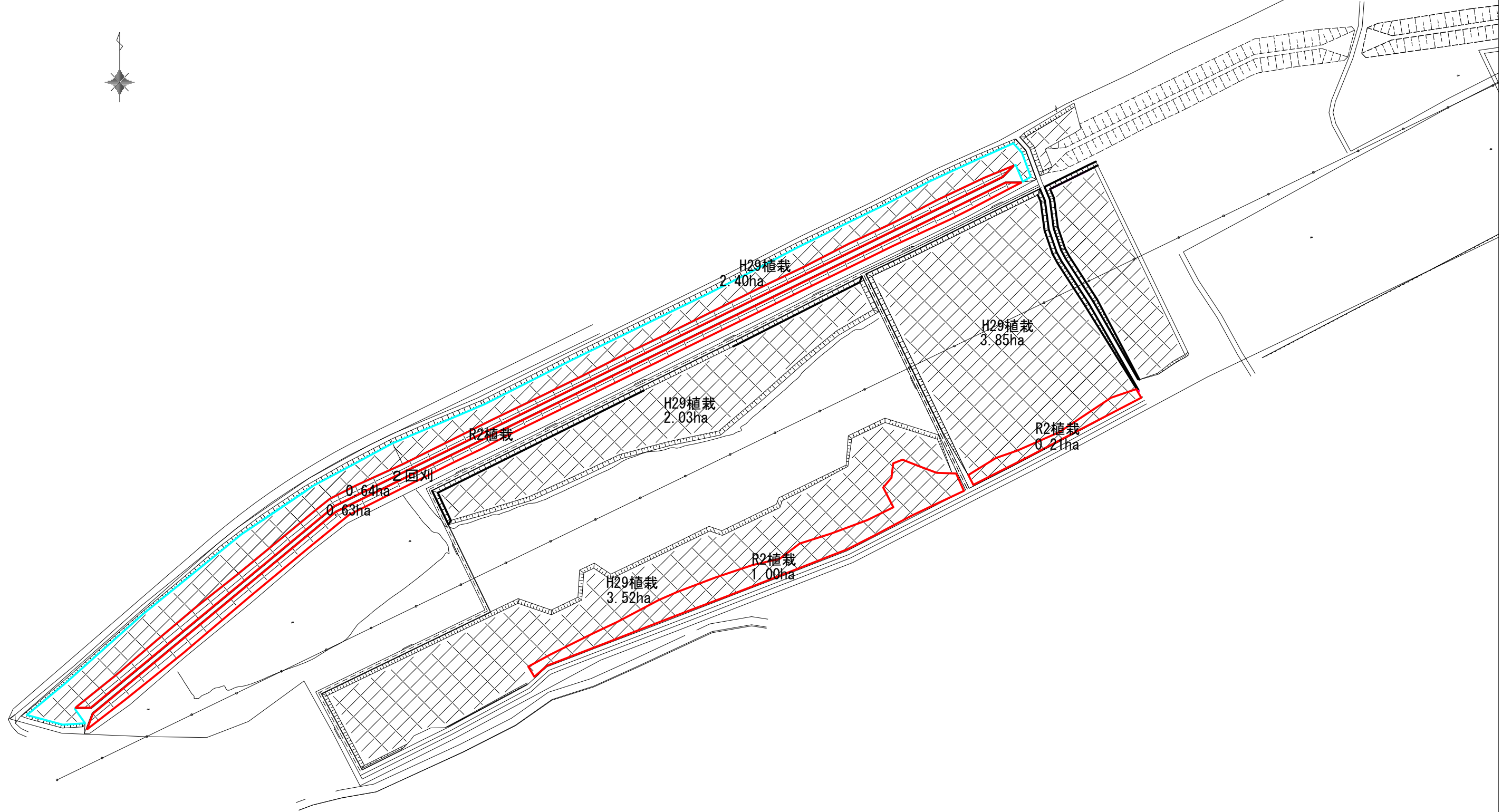
1:20,000

下刈工

(三島)

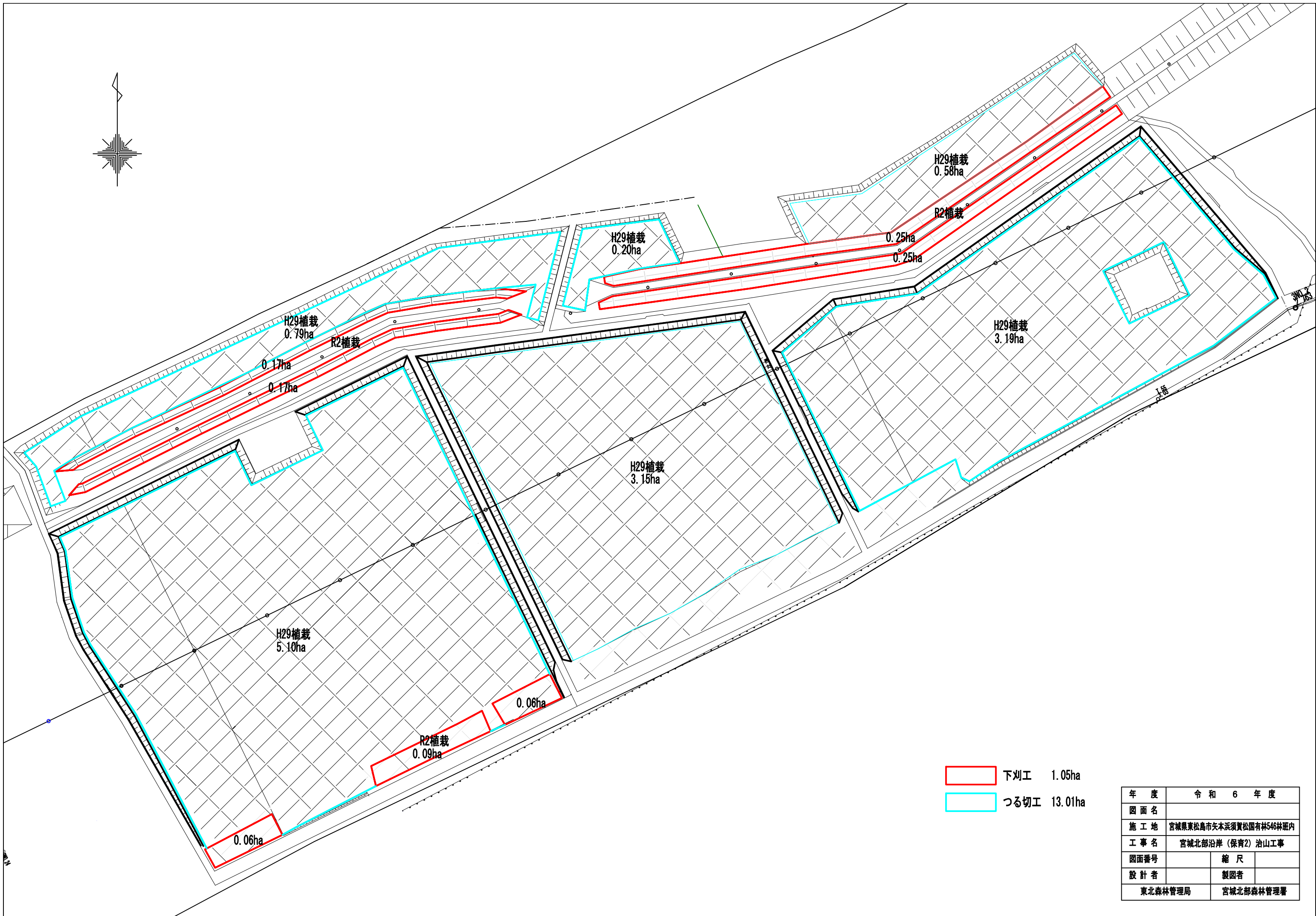


年 度	令和 6 年度		
図 面 名	位 置 図		
工 事 名	宮城北部沿岸(保育2)治山工事		
施 工 地	宮城県東松島市矢本字浜須賀松国有林546林班地内外		
図 面 番 号	3枚の内3	縮 尺	図 示
設 計 者		製 図 者	
東北森林管理局		宮城北部森林管理署	



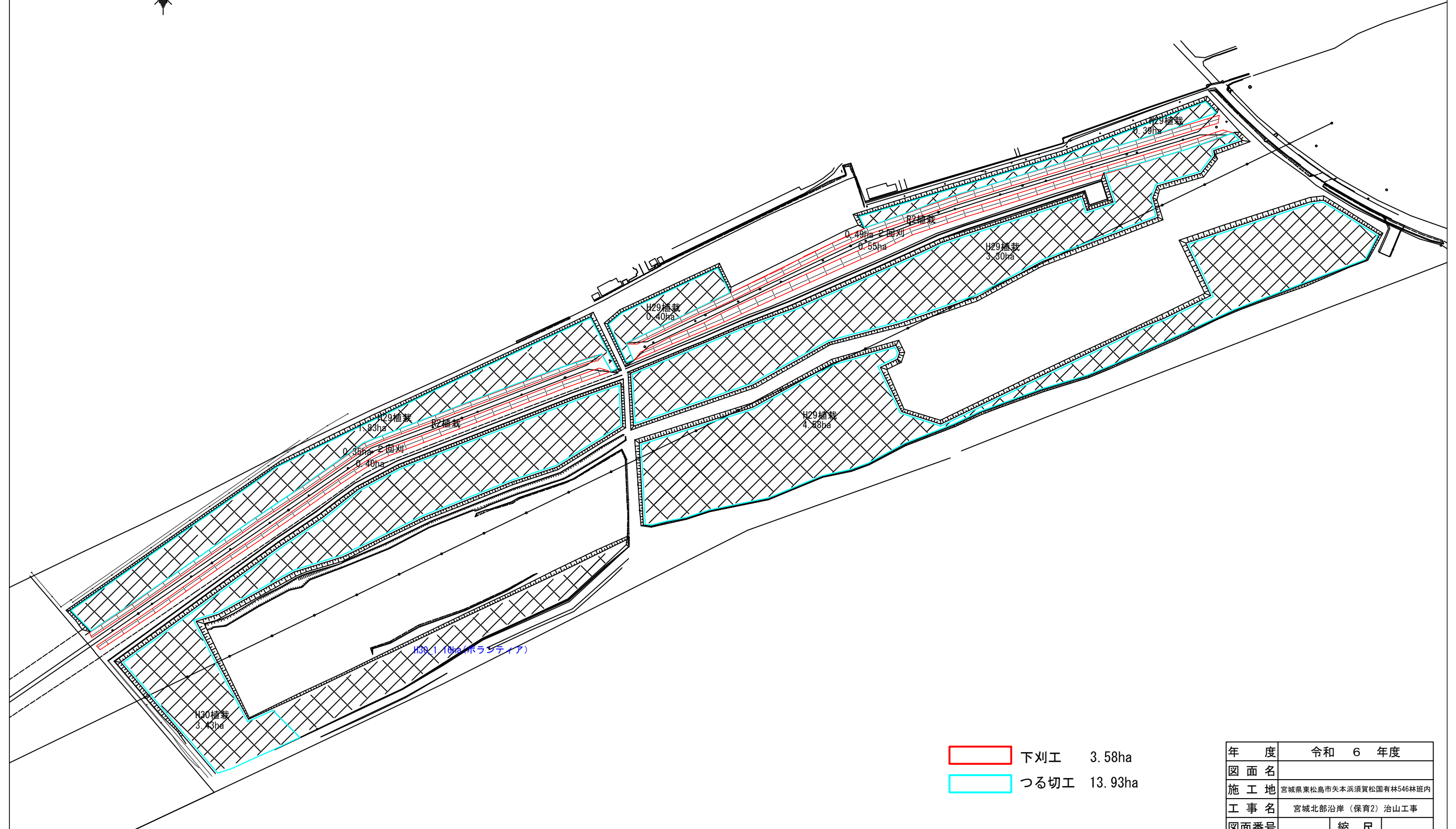
- 下刈工 3.75ha
- つる切工 2.40ha

年度	令和6年度
図面名	
施工地	宮城県東松島市矢本 字浜須賀松園有林546林班地内
工事名	宮城北部地区(保育2)治山工事
図面番号	縮尺
設計者	製図者
東北森林管理局	宮城北部森林管理署



下刈工 1.05ha
 つる切り 13.01ha

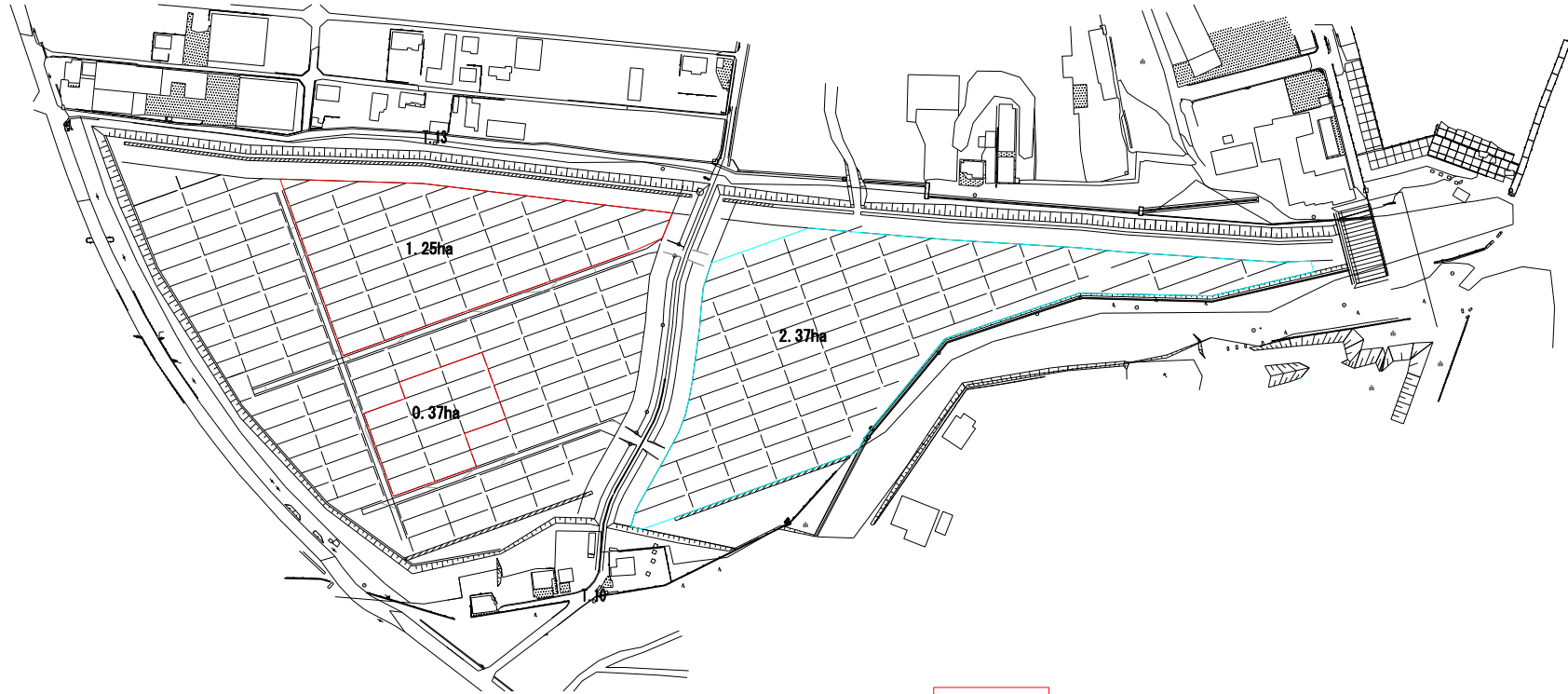
年度	令和 6 年度	
図面名		
施工地	宮城県東松島市矢本浜須賀公園有林546林班内	
工事名	宮城北部沿岸（保育2）治山工事	
図面番号	縮尺	
設計者	製図者	
東北森林管理局	宮城北部森林管理署	



下刈工 3.58ha
つる切工 13.93ha

年 度	令和 6 年度	
図 面 名		
施 工 地	宮城県東松島市矢本浜須賀松園有林546林班内	
工 事 名	宮城北部沿岸(保育2)治山工事	
図面番号	縮 尺	
設 計 者	製図者	
東北森林管理局	宮城北部森林管理署	

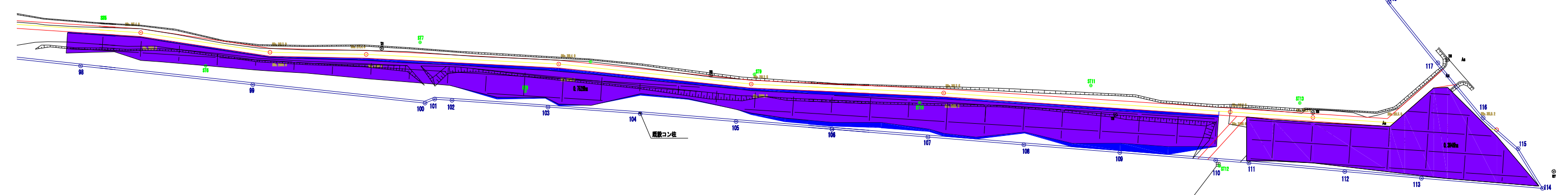
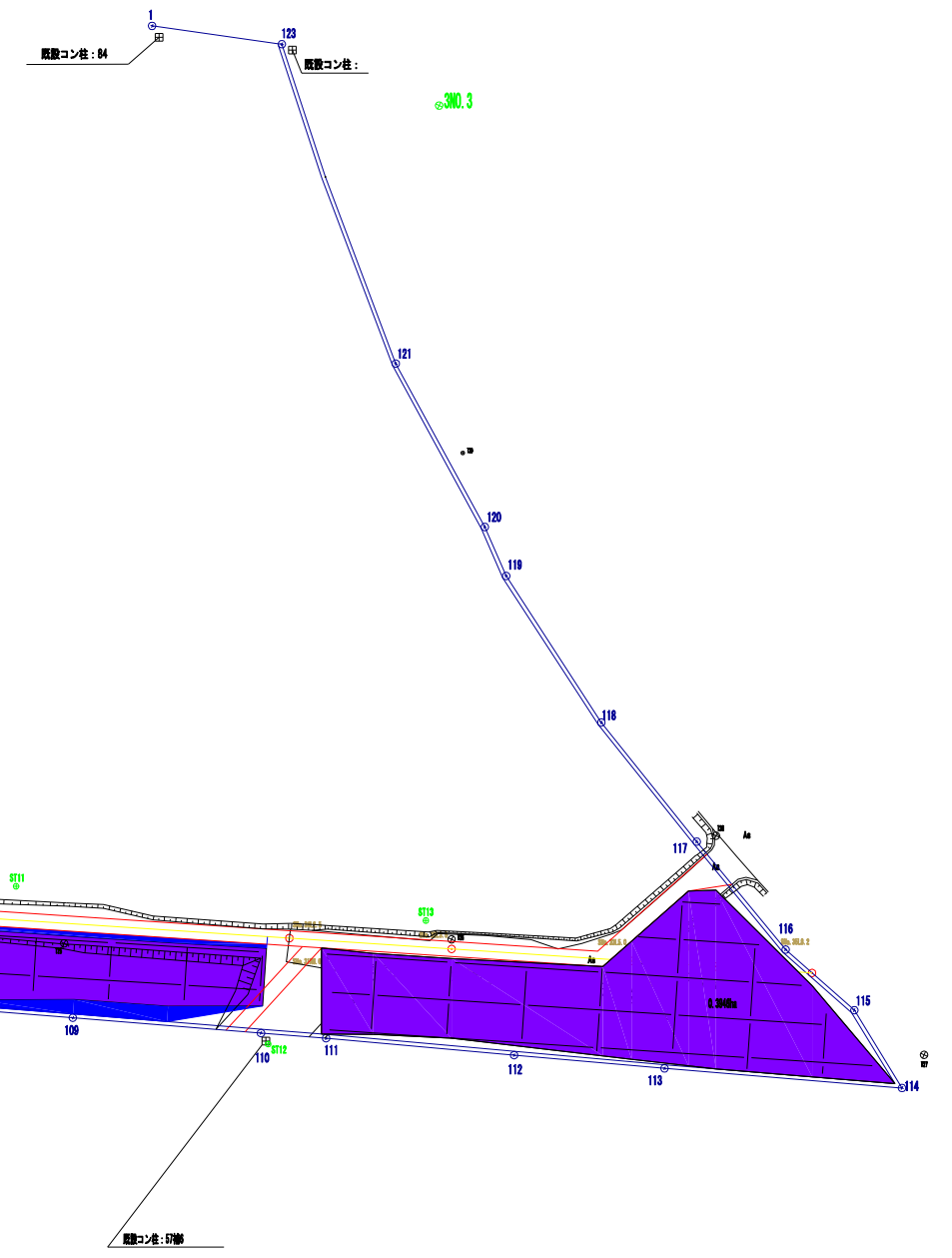
平面図




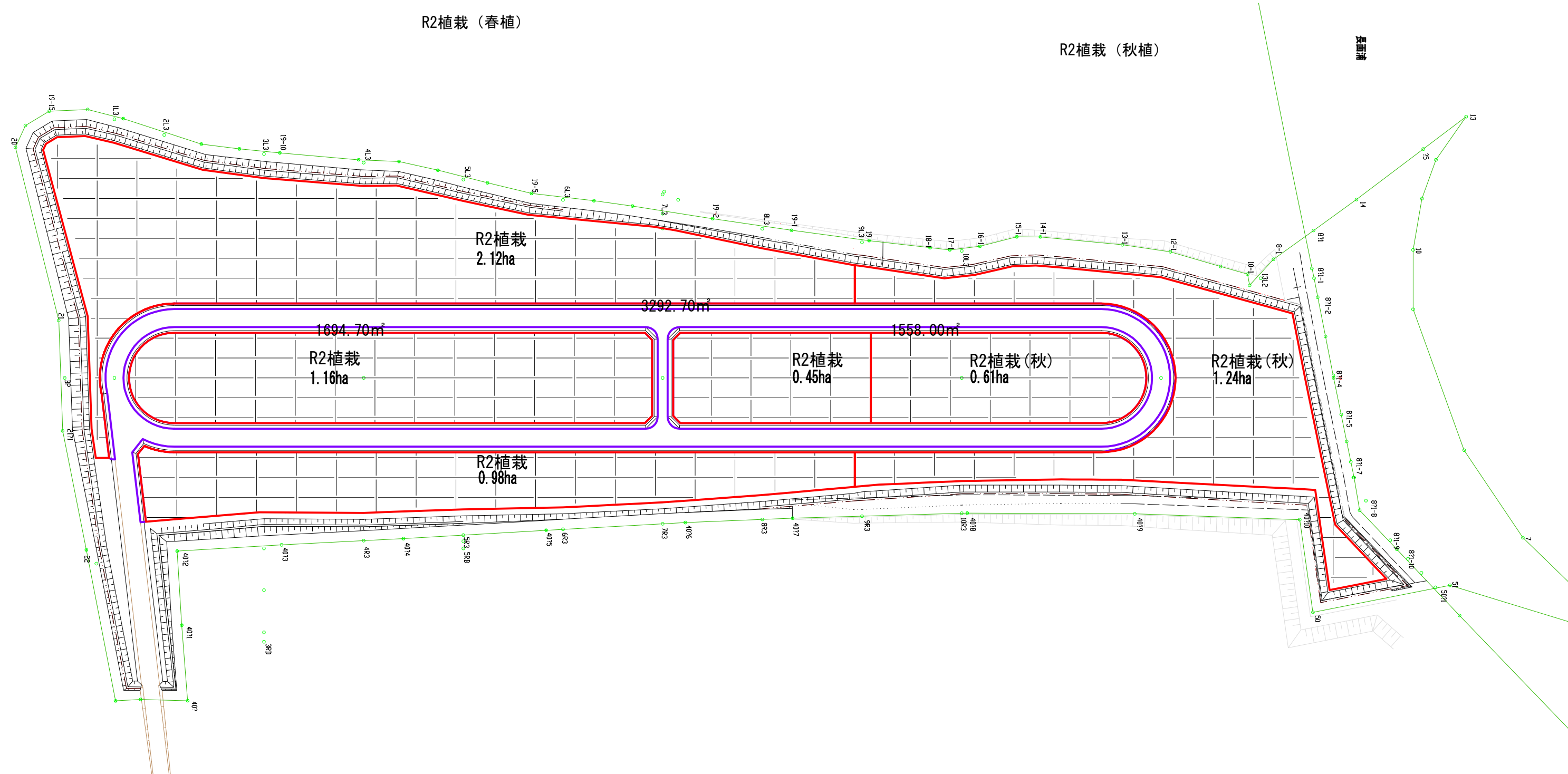
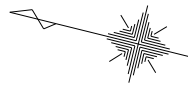
- 下刈工 1.62ha
- つる切工 2.37ha

年度	令和 6 年度	
図面名	平面図	
工事名	宮城北部沿岸（保育2）治山工事	
施工地	宮城県東松島市大曲字新堀向国有林546林班内	
図面番号	縮尺	
設計者	製図者	
東北森林管理局		宮城北部森林管理署

年 度	令和 6 年度		
図 面 名	植 付 平 面 図 1/1		
施 工 地	宮城県東松島市矢本浜須賀松国有林546林班		
工 事 名	宮城北部沿岸(保育2)治山工事		
図面番号	—	縮 尺	1:2000
設 計 者		製 図 者	
東 北 森 林 管 理 局	宮城北部森林管理署		

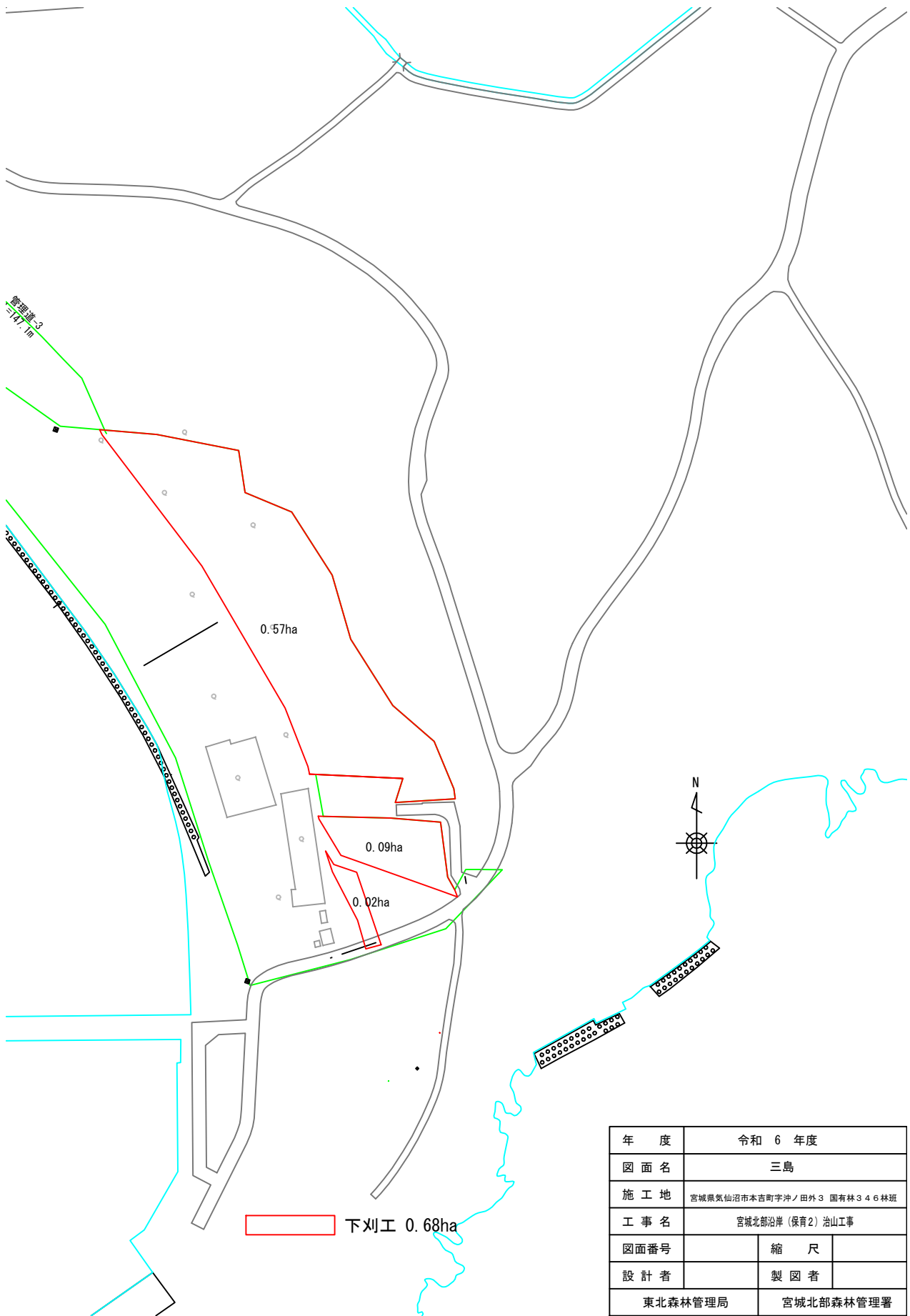


 植栽工1.15ha

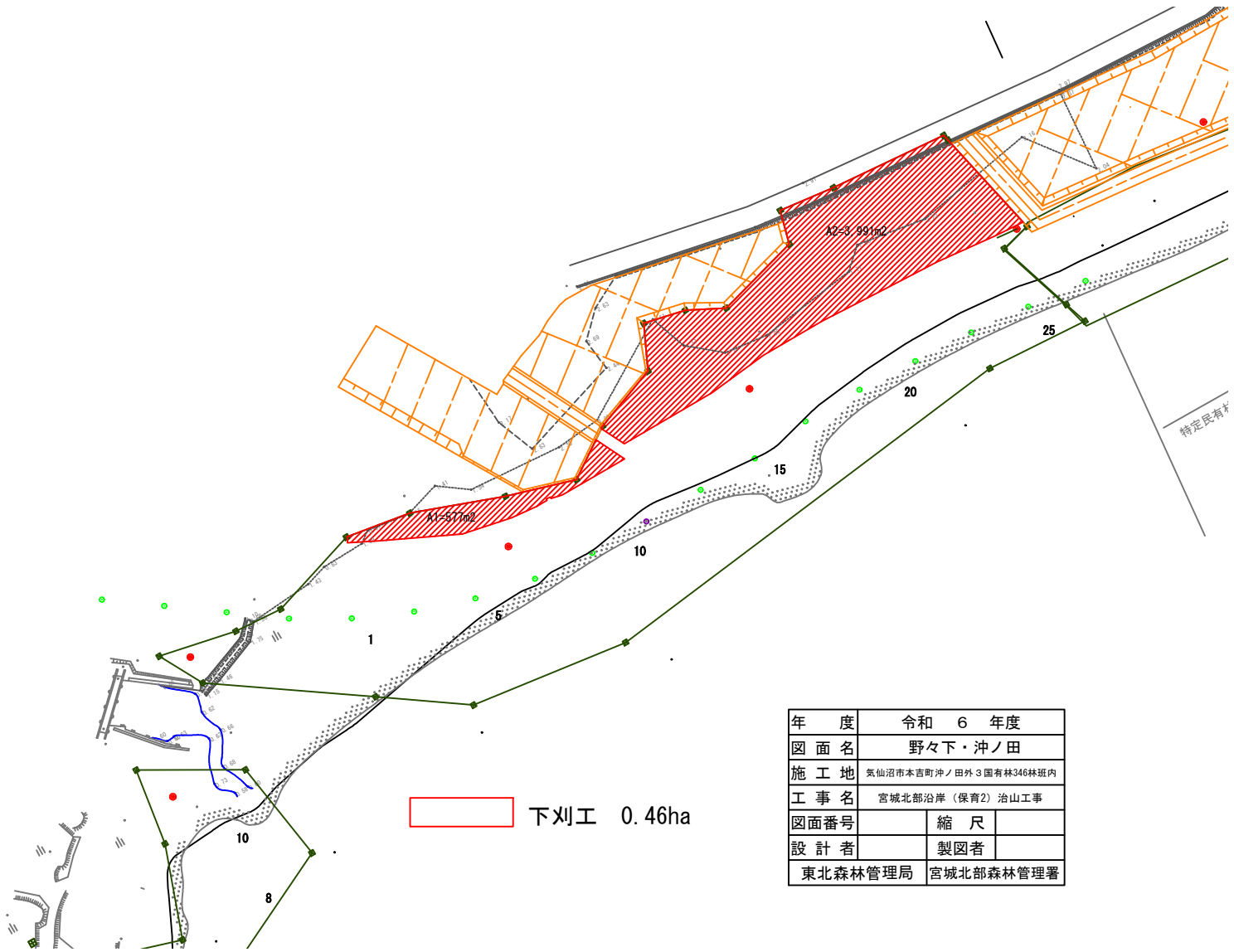


- 下刈工 6.56ha
- 伐開工 6545.40m²

年度	令和 6 年度	
図面名	平面図	
施工地	宮城県石巻市長面字須賀国有林574林班地内	
工事名	宮城北部沿岸 (保育2) 治山工事	
図面番号	1枚の内1	縮 尺
設計者	製 図 者	
東北森林管理局	宮城北部森林管理署	



年 度	令和 6 年度	
図 面 名	三 島	
施 工 地	宮城県気仙沼市本吉町字沖ノ田外3 国有林346林班	
工 事 名	宮城北部沿岸(保育2) 治山工事	
図面番号	縮 尺	
設 計 者	製 図 者	
東北森林管理局		宮城北部森林管理署



年 度	令和 6 年度	
図 面 名	野々下・沖ノ田	
施 工 地	気仙沼市本吉町沖ノ田外 3 国有林346林班内	
工 事 名	宮城北部沿岸（保育2）治山工事	
図面番号	縮 尺	
設 計 者	製 図 者	
東北森林管理局	宮城北部森林管理署	